

平成26年第1回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 平成26年1月24日 午後3時00分開議

議長	<p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、第1回臨時会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>ただいまの出席議員数は、8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。</p>
々	<p>これより、平成26年第1回川本町議会臨時会を開会致します。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行いません。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、1番高良議員、2番石川議員を指名致します。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題と致します。</p> <p>本臨時会の会期は、あらかじめ、議会運営委員会において協議されておりますとおり、本日1日限りと致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定致しました。</p>
々	<p>日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。</p>
番外 三宅町長	<p>議員の皆様、改めまして あけましておめでとうございます。穏やかな新年の幕開けとなりました。本年が川本町の皆様にとりまして笑顔と希望に溢れ、わくわくする年となることを願っております。早いもので、もう1月の後半に入りました。</p> <p>平成26年第1回町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様には万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、年頭の報道を見ますと消費税引き上げ後の景気動向が心配されるものの、総じて企業トップのマインドは一層明るくなっております。平成26</p>

番外
三宅町長 年、そろそろこの景気回復の波が地方に来る事を期待しているところであり
ます。今年度も、あと2ヶ月となりまして25年度の仕上げに向けて事業の
進捗状況を確認するとともに、26年度の予算編成等を様々な動きをしてい
るところでございます。議員の皆様にも、ご相談を申し上げながら慎重に進め
ていきたいと考えております。

本日、ご提案申し上げます案件は、補正予算案件1件、条例案件2件、そ
の他案件1件でございます。よろしくご審議いただきまして、ご認定いた
だきますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議 長 以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々 それでは、執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めますが、今
議会におきましては、事務局長並びに提案者からの議案書の朗読は省略致
します。

々 お諮り致します。

々 この際、日程第4、「議案第1号、川本町廃棄物の処理及び清掃に関する
条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第7、「議案第4号、
工事請負契約の締結について」までを一括議題にしたいと思いますが、これ
にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

々 それでは執行部より、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々 まず、日程第4、「議案第1号」について説明を求めます。

番外鉾町民生活課長。

番外鉾町民
生活課長 失礼します。それでは「議案第1号」について、ご説明申し上げます。
この議案は、「川本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する
条例の制定について」であります。条例改正の理由につきましては、この度
の消費税率改定に伴う、ごみ袋代金を変更するものであります。また、浄化
槽清掃業の許可手数料の所要の整備を行うものでございます。1ページの新
旧対照表をご覧ください。改正の概要につきましては、第11条及び別表の改

番外鉦町民
生活課長 正、それから第16条に浄化槽清掃業許可の項目を追加するものでございます。以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 続いて、日程第5、「議案第2号」について説明を求めます。
番外木村総務財政課長。

番外木村総
務財政課長 それでは「議案第2号」について、ご説明を申し上げます。
本議案は、「平成25年度川本町一般会計補正予算（第6号）」で、歳入歳出それぞれ30,500千円を追加し、歳入歳出の総額を4,189,883千円とするものでございます。

資料の5ページをお開き下さい。

今回の補正につきましては、学習交流センターの整備に関するものでございます。まず歳出でございますが、総務費の学習交流センター施設運営委託料1,000千円につきましては、学習交流センターの運営に対する準備経費であります。それから学習交流センター整備費30,240千円及び349千円につきましては、学習交流センターの整備費用及び設計管理委託料でございます。

町債につきましては、6ページをお開き下さい。学習交流施設整備事業債30,500千円につきましては、学習交流センターの整備に伴うものであります。今年度の地方債発行額は575,500千円となり、臨時財政対策債を除いた地方債発行額は461,600千円となります。

次に基金の状況ですが、今回の補正で減債基金1,089千円の積立を取り止めます。その結果、平成25年度末の財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計額は1,682,474千円の見込みとなります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議 長 続いて、日程第6、「議案第3号」について説明を求めます。
番外長田健康福祉課長。

番外長田健
康福祉課長 それでは「議案第3号」について、ご説明申し上げます。
この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるとでございます。専決処分の事項は、「川本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」。専決処分年月日は、平成25年12月27日でございます。

内容につきましては、最終ページに資料を付けておりますので、そちらで

番外長田健
康福祉課長

説明をさせていただきます。

まず、改正の理由でございますが、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の延滞税及び地方税の延滞金が平成26年1月1日から改正されることに伴い、後期高齢者医療保険料の延滞金も改正を行うものでございます。改正の概要につきましては、延滞金等の割合の中の特例部分の改正であります。改正前の特例基準の割合は、下の表の左側の表になりますが、前年の1月30日現在の公定歩合にプラス4%とされておりましたが、改正後は毎年、財務大臣が租税特別措置法の規定に基づいて告示する割合、今年度の場合は0.9%と告示をされております。この割合に年1%の割合を加算し、それぞれ7.3%、1%をプラスした率に変更するものでございます。

この条例は平成26年1月1日から施行し、1月1日以降の期間に対応するものについて適用する事となります。

以上でございます。ご承認のほど、よろしくお願い致します。

議 長

続いて、日程第7、「議案第4号」について説明を求めます。

番外杉本教育課長。

番外杉本教
育課長

失礼致します。それでは「議案第4号」について、説明を致します。

本議案は、平成26年1月16日一般競争入札に付した平成25年度学校施設環境改善交付金事業川本町立学校給食センター建設工事（厨房備品直接工事）請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成25年度学校施設環境改善交付金事業川本町立学校給食センター建設工事（厨房備品直接工事）です。

契約の方法は、一般競争入札によるもので、契約金額は、53,760,000円でございます。

契約の相手方は、島根県松江市西嫁島1丁目4番10号、株式会社 かどわき 門脇 まさししょうてん 正司商店、代表取締役 かどわきとしゆき 門脇利行です。

工期は、着工が契約が成立した日の翌日で、完成は、平成26年3月28日でございます。

以上、ご承認のほど、よろしくお願い致します。

議 長

以上で、「議案第1号」から「議案第4号」までの提案説明を終わります。

々

これより、「議案第1号、川本町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一

議 長 部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。
質疑はありませんか。
はい、2番石川議員。

2番 新旧対照表で別表11がございませうけれども、ここのところをもうちょっと詳しく説明いただけますか。

石川議員

議 長 番外鉦町民生活課長。

番外鉦町民 別表（第11条関係）でございませうが、改正前に付きましたは、販売手数料を掲載をしておりました。それを改正後は、ごみ袋の収集処分手数料という事で掲載をさせていただいております。それでこの時に、消費税分8%分を加算したものでございませう。以上です。

生活課長

議 長 3%分を加算したものだらう、違うんですか。
（「あっ、あの3%を加算したものでございませう」の声あり）
よろしいですか。
（「はい」の声あり）
他にありますか。
（「ありません」の声あり）
それでは質疑なしと認めませう。質疑を終結致しませう。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めませう。討論を終結致しませう。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。
「議案第1号」について賛成の皆さんの「挙手」を求めませう。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第1号」は原案のとおり「決定」致しませう。

々 次に、「議案第2号、平成25年度川本町一般会計補正予算（第6号）」の質疑を行います。
質疑はありませんか。

議 長

よろしいですか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。

この採決は「挙手」により行います。

「議案第2号」について賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第2号」は原案のとおり「決定」致しました。

々

次に、「議案第3号、専決処分の承認を求めることについて《川本町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について》」の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。

この採決は「挙手」により行います。

「議案第3号」について賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第3号」は原案のとおり「決定」致しました。

々

次に、「議案第4号、工事請負契約の締結について」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。

議 長 (「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。
「議案第4号」について賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第4号」は原案のとおり「決定」致しました。

々 以上で、本日の議事日程は終了致しました。
ご苦勞様でございました。

(午後 3時18分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣繁 が記載したもので、その内容に

おいて、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員